

八幡平市応援市民制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、八幡平市応援市民制度の実施に関し必要なことを定めるものです。

(応援市民)

第2条 八幡平市応援市民（以下「応援市民」という。）とは、八幡平市を応援する活動により、市民と共に地域の課題解決を図り、市を盛り上げる仲間となる方をいいます。

(登録要件)

第3条 応援市民の登録要件は、次のとおりです。

- (1) 八幡平市以外に在住する方であること。
- (2) 八幡平市を愛していただくこと。
- (3) 八幡平市への応援活動を実施していただくこと。

(登録申請)

第4条 応援市民に登録していただける方は、応援市民登録申請書（別記様式）を市長に提出していただきます。

2 応援市民の登録の承認は、登録証の通知をもって代えさせていただきます。

3 応援市民登録申請書の情報は、八幡平市応援市民台帳（以下「台帳」という。）に登録されます。

(応援市民の役割)

第6条 応援市民には、次のことをお願いします。

- (1) 八幡平市への愛着を更に深めていただくこと。
- (2) 八幡平市を応援する活動を継続していただくこと。
- (3) 制度の継続及び拡大に力をお貸しいただくこと。
- (4) その他八幡平市の魅力向上に力をお貸しいただくこと。

(市の役割)

第7条 市は、次のことをお約束します。

- (1) 台帳を適正に管理すること。
- (2) 八幡平市への愛着を深める情報及び手段を提供すること。
- (3) 八幡平市を応援する活動の実施に必要な情報及び手段を提供すること。
- (4) 同制度が親しみやすく、継続性のある制度となるよう努めること。

(個人情報の保護)

第8条 台帳に記載された個人情報は、目的以外のことには使用しません。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほかに必要なことは、別に定めることとします。

八幡平市応援市民登録申請書

八幡平市長

様

年

月

日

ふりがな	
氏名	
住所	〒
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
電話番号	自宅・携帯 — —
E-mail	

八幡平市応援市民にご登録いただくには、下記の登録要件を全て満たす必要があります。
提出前に、次の□欄をご確認の上、チェック (☑) をお願いいたします。

八幡平市応援市民登録要件 (八幡平市応援市民制度実施要項第3条)

- 八幡平市以外に在住する方であること。
- 八幡平市を愛していただくこと。
- 八幡平市への応援活動を実施していただくこと。

貴殿が実施する (実施できる) 応援活動を教えてください。 (いくつでも)

※記載いただいた内容以外で応援いただいても構いません。皆さまからの熱い応援をお待ちしております。

※登録の承認は、登録証の通知をもって代えさせていただきます。

登録申請書提出先

【郵送】 〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

【FAX】 0195-74-2102

【E-mail】 machi@city.hachimantai.lg.jp

【窓口】 八幡平市役所(本庁舎)市民部まちづくり推進課定住促進係、各総合支所窓口

八幡平市応援市民登録証

八幡平市応援市民No.	
氏名	様
住所	〒
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

貴殿を八幡平市応援市民として登録したことを証します。

年 月 日

八幡平市長